

応報刑と目的刑

——ヘーゲルの刑罰論とプリモラック論文——

白濱好明

ヘーゲルの刑罰論は、広く一般には応報刑論、特にカントのそれと並んで絶対的応報刑論と呼ばれてきた。そしてこの立場は、刑法に於けるヘーゲル学派、そしてK・ビンディング(Binding, 1841-1920)へと継承され発展していった。しかし、支配的であったこの応報刑論に反対して一八八二年に、F・リスト(Franz von Liszt, 1851-1919)は『刑法に於ける目的思想』を書いた。これすなわち目的刑論の宣言である。(もつともこ

こで我々はリスト説をこゝ細かに分析することはないし、目的刑論という語を彼の学説に限定するつもりもない。むしろこの語を、功利主義的、矯正的刑罰理論、すなわち何らかの目的を持った刑罰論の総称として把握するものである。)目的刑論とは、刑罰を、犯罪によって侵害された法を回復するために犯罪者に加えられる応報としてではなく、むしろ犯罪の防止のために、すなわち社会を犯罪から守るために、犯罪者を威嚇し、改

善し、無害化する手段と考えるものであった。当然のことながら、この応報刑論と目的刑論とは、その原理に於いてまったく一八〇度立場を異にするゆえに、刑法学史上、激し過ぎる程の論争を繰りひろげたのであった。⁽²⁾

既にこれまで、ヘーゲルの刑罰論については、少なからざる数の研究が発表されている。しかしながら、この目的刑論の立場との対比的連関に於いて、ヘーゲルの基本的立場を明示し、彼の刑罰論、すなわち絶対的応報刑論の真の意義とその問題性とを引き出そうとする試みはほとんどなかった。ほとんどはヘーゲルの刑罰論をただ批判するか、あるいはその理論だけを切り扱い、ヘーゲルの全体系および彼以外の立場との連関を軽視しがちであったのである。⁽³⁾ところが、このような状況の中で、I・プリモラック(Igor Primorac)は、「犯罪者の権利としての刑罰」と題する論文によって、ヘーゲルの刑罰論に新たな光り

を当て、その理論の基底にある主張を取り出すことを試みた。

「長きにわたる功利主義的な刑罰問題へのアプローチの支配の後のおよそ三〇年間に、我々は、ひとたびはほとんど一般的に信用するに足りない、そして明確に「功利主義的刑罰論」に取ってかわられたのだと宣告されていた応報刑論の力強い再生を見て来ている。このような状況の中で、何らかのものが、今日の刑罰の哲学的な理論根拠を提供する試みにとって今なお生命を持った、深い連関を有する古典的応報刑論のうちに見いだされうるであろうという信念に動機づけられて、関心は、この古典的応報刑論の中に復活したのである。」¹⁾彼は、まず、以上のように刑法学上の学説の大転換を語り、目的刑論との対比に於いて存するヘーゲルの応報刑論の今日的意義を引き出す試みを提示する。

そこで我々は、この、数多いヘーゲルの刑罰論に関する研究の中でも、最も論理的で示唆に富んだ、しかし同時にまた最も多くの問題を孕んだ彼のこの論文を分析し、吟味することによって、ヘーゲルの刑罰論の持つ意味を探り、その特質を顕わにすることを旨としていくものである。

かつて P・G・スティルマン(Stilman)は、「ヘーゲルの刑罰論」と題する論文の冒頭で、「ヘーゲルの刑罰論こそ、彼の政治哲学全般の主旨に関する重要なパースペクティヴを産み出すものではあるまいか。」と主張したが、まさにその通りであろう。そしてそのパースペクティヴは、彼の政治哲学のみならず、その全ての哲学体系へと我々を導くものである。なぜなら

犯罪と刑罰の現象こそ、日常に於いては露わにされていない、人間と法、人間と社会・国家の関係を最も顕在化し、法とは何か、人間とは何か、社会そして国家とは、そもそも何なのか、という問いを根底から発問する現象だからである。そしてそれゆえ、当稿がヘーゲルの刑罰論のみを限定的に取り扱うものであっても、常に同時にヘーゲルの法のないし政治観、そしてそれへと関わっていく人間の問題への彼の関心を抜きにして、その刑罰論を論ずることは出来ないのである。まずもって我々は、このことを確認しておかねばならない。

そしてなお、もう一つここで注意しておくべきことがある。

I・プリモラックは、ベオグラード(Belgrade)の人、すなわち共産圏の住人である。当然のことながら、東側の現実、なかんづくその裁判と刑罰の執行の実際に立って、またその事態を批判せんとして、ヘーゲルの刑罰論を再解釈し、そこから今日の事態への連関を引き出そうと企てている。それゆえその議論は、ヘーゲルの現実と論理よりは、むしろプリモラックの住まう現実に左右され過ぎている。ここには大きな問題がある。

(これについては本論で詳述する)何よりもテキストの解釈に於いて重要なことは、解釈者の現実と論理とによってではなく、解釈されるものの現実と論理に則して分析が為され、解釈が引き出されねばならぬことである。断じてその逆であってはならないのである。プリモラックの論文の分析・吟味を通して、ヘーゲルの刑罰論の意味と問題性とを解明しようとする我々は、このことをもまた念頭に於いておく必要がある。

プリモラックはまず、「近年、ヘーゲルの刑罰論に関して幾つかの興味深い研究が刊行されている。しかしこれらの中のどの一つもヘーゲルの理論の基本的論点の一つ、すなわち刑罰が犯罪者の権利であるという論点についてまともな分析を提供していない。私の考えによれば、この論点こそ、哲学上興味深いのみならず、またこの信条のゆえにヘーゲルの刑罰論が我々が住まう現代に於いて極めて時事的なものであるということが明確なのである。当論文に於いて、私は、このヘーゲルの論点及び、通例これに対して非難を浴びせてきた批判を再吟味することを企てたいのである」と語る。(傍点は引用者。)

そこでプリモラックは最初に、ヘーゲルの立論自体の確認を行なう。ヘーゲルは、何よりもまず功利主義的刑罰論つまりは目的刑論を攻撃した。なぜなら、この理論は賞罰の規準を無視して、そのかわりに、刑罰が矯正ないし抑止の効果を有すると指摘するものだからである。功利主義者は犯罪者を、成熟した、責任ある、理性的存在者として尊敬せず、矯正ないしは恐怖によって思いとどまらせることを必要とする幼児や動物と一緒に扱おうとするものである。これに対して応報刑は、「刑罰の正当化を専ら、為された犯罪のうちに見るものである。」犯罪者の有罪性こそ、国家がその犯罪者を罰する基礎であると主張することによって、また因果応報の原理を合法的刑罰の規準として呼び出すことによって、この理論(応報刑論)は

犯罪者を、自由で責任を有する自己決定する理性的存在として認め、彼の名誉と尊敬とを尊敬するものである。こうした理由によって、国家の犯罪者への刑罰権のみならず、ヘーゲルの深い確信によれば、刑罰はまた犯罪者自身の権利でもあるということになる。「刑罰は犯罪者自身の権利を含むものと見なされる。そしてこの点で犯罪者は理性的なものとして尊敬されるのである。」この尊敬は、もし彼の刑罰の概念と尺度が彼の所行そのものから取り出されるのでないとすれば、彼には与えられない。同様にまた、もし彼がただ無害にされるべき有害な動物としか見なされず、ただ威嚇と矯正の諸目的のなかでしか見られないとすれば、やはりその尊敬は彼には与えられない。」

以上のように、プリモラックはこのヘーゲルの基本的立場、応報刑論を確認する。そしてその次に、この命題「犯罪者の権利としての刑罰」への痛烈な批判をとりあげる。

即ち、「それはその保持者が激しくその承認を拒むような奇妙な権利である。」(A・M・クイントン)¹⁰、「人々のこれへの反応はもちろん、それから逃れられないような権利は奇妙な権利だというものである。」(T・ホンダーリッヒ)¹¹

プリモラックの論文の目的は、これらの批判を回避する幾つかの例をさぐり、さらにそれらの不備、欠点を正すことを通して、ヘーゲルのあの命題を真に擁護し、その主旨をしっかりと把握することであった。そこでまずクイントンやホンダーリッヒの批判をかむための幾つかの解釈が提示される。

しかし最初の二つの解釈(一)ヘーゲルのいう「刑罰への権利」

は本来、犯罪者に属しながらも、實際上その権利を保持しているのは誰か他の者、すなわち社会ないし国家であり、この権利は、それが犯罪者の行為及び彼の意志に基づいているという意味において犯罪の権利であるに過ぎない。それゆえ前述のごときヘーゲルへの批判は、そもそものはずれであるとする解釈、(二)ヘーゲルの『法哲学』の「抽象法」の部に於いては、権利であるものは、実は同時に義務でもある。それゆえヘーゲルにとって「刑罰への権利」とは「権利への義務」なのである。義務である以上、それを拒んだり、それから逃げられないが故に奇妙な権利であるとするあの批判はやはりのはずれであるとするP・G・ステイルマンの解釈¹²⁾は、それぞれ、ヘーゲルの論旨の不自然な再解釈と、彼のテキストに於ける十分な論拠の不在のゆえに比較的容易に退けられる。

そこで、とりわけプリモラックが慎重に吟味するのは第三の解釈、すなわちJ・マクタッグアート(MacTaggart)による解釈である。¹³⁾マクタッグアートの解釈は一見するところ当を得た解釈であるように見える。彼は、ヘーゲルが倫理的存在としての犯罪者に帰すべき尊敬を強調しているという点から出発する。彼によれば、このことは、犯罪者が「潜在的には倫理的でありながら、しかし実際のところは非倫理的であるゆえに、この潜在的倫理性が現実的な存在へと呼び出されねばならないような者」として扱われねばならないということを意味していると思われる。つまり、ヘーゲルの立場は応報刑の立場とは相容れないのであって、その刑罰概念が、実際のところ応報刑的ではな

いことを示しているというのである。というのも応報刑論は、刑罰を犯罪者自身のためでなく、単にその者がある罪を犯したがゆえに、そして罰せられるに値するがゆえに、要求するものがあり、それゆえ、この論(応報刑論)は犯罪者を倫理的理性的存在として尊敬しえないからであるというのである。ゆえにここでマクタッグアートは、ヘーゲルの刑罰論の本質を以下のように定式化する。すなわち、「罪に於いて人は道徳法を拒絶し、それに挑戦する。刑罰とは、彼がこの罪を犯したがゆえに彼に科せられた、そしてまた(同時に)、彼が刑罰を受けるという事実によつて、彼がその罪を犯すことのうちで拒絶した法が効力を有するものであると認識することへと強制され、そこで彼の罪を後悔——真に後悔であつて決して単にそれをもう一度犯さぬようにと脅かされるのではなく——するであろうという目的のために彼に科せられた、苦痛なのである。従つて、刑罰の目的とは、犯罪者が自らの罪を後悔し、そしてそうすることによつて一時的には自らの悪しき行為によつて不明瞭にされたが、——しかしヘーゲルが主張するように——本当は自らの最も正しく最も深い本性である倫理的本性を実現するためのなのである¹⁴⁾。」というふうだ。

そしてさらにここでマクタッグアートは、これではヘーゲルが否定した矯正刑論そのものと何ら変わらないではないかとする非難に答えて、矯正刑論と彼がヘーゲルに帰すところの見解との間に本質的な差異があることを主張する。「矯正刑論は犯罪者にできる限り苦痛を与えないように望み、そして彼らをでき

るだけ向上させようと欲する。(しかし)ヘーゲルの理論がいうには、刑罰は彼らを向上させるであらう苦痛であり、そしてそれゆえ、たとえそれをそれ自身一つの害悪と見なしても、それは決してその苦痛を容赦しようと望むものではない。」と。だから、自らの解釈するヘーゲルの立場は一般の矯正刑論とは違うというわけである。

詮ずるところ、マクタッガートに従うならば、「ヘーゲルの犯罪者の刑罰への権利に関する理論は、実際のところ、刑罰によって自らの犯罪を後悔することへと説得される権利、それゆえ彼の倫理的なりハビリティーションへと、——自らの存在の低き構成要素を超える、すなわち彼の主観的・自己中心的・非社会的・非倫理的そして非理性的な衝動と欲望と選択とを超える、より高くより良きものへの勝利へと向かうべく助力してもらおう権利に関する理論であったのだ。」ということになるのである。さて以上のようにやや詳細にマクタッガートの主張をみたきた。しかしこの解釈に対して、プリモラックは痛烈な批判を開始する。すなわち、蓋しマクタッガートのヘーゲル解釈は全くの誤りである、と。なぜなら、マクタッガートがヘーゲルに帰した考えと、矯正刑論との間にある区別は、悉意的で条理になつていない。もしマクタッガートの解釈が正しいのであったら、ヘーゲルの主張はただ矯正刑論の焼き直しに過ぎなくなつてしまふ。なぜなら、もしそのような基本的立場がとられたなら、直接的に矯正的效果が求められている立場(マクタッガート)によって解釈されたヘーゲルの立場と、間接的にそのよう

な効果を持つように求められている立場(マクタッガードの矯正刑論の定義)との間に適切な違いを哲学的には見いだせなくしてしまふからである。ヘーゲルは刑罰の問題に決してそのような立場からアプローチなどしていない。ヘーゲルは飽くまでも応報刑の立場に立つものなのである。プリモラックは以上のように論駁し、第三の解釈、マクタッガートの見解を断固として退けるのである。¹⁸⁾

そしてここで、今まで退けられたそれぞれの立場を止揚するような形で、真にヘーゲルのあの命題が擁護されうるかが、さらに吟味される。つまりそれは、「犯罪者の刑罰への権利」が、犯罪者以外の者に帰される事なく、「権利」の通常の語義から離れる事なく、疑うべくもないヘーゲルの刑罰論の応報的特質と矛盾することなく擁護されうるのかを問う試みである。そこでまず一般意志論に基づく解釈が提示される。しかしこれは、一般意志がそもそも存しているのだという仮説の上に立つものゆえ、その存在を否認する者には受け入れられない。それゆえ、この仮説への言及なしに、しかも前記の条件を満たすことが求められる。プリモラックが言うには、実のところヘーゲルの主張は、この条件を満足させながら、あのクイントンやホンダリーッヒの批判にも耐えうるというのである。

すなわち、「ヘーゲルの刑罰論によれば、犯罪者の刑罰への経験的主観的意志の承諾は、既に彼の犯罪の中で誓約されている。自由で責任を有する理性的存在の行為である犯罪は、常に普遍的法則の肯定なのであり、そして犯された罪への報復

である、刑罰はこの同一の法則の犯罪者自身への適用に他ならないのである。²⁰だから、その権利の保持者自身が激しくその承認を拒むような権利は奇妙であるとするあの批判的ははずれというわけである。

なお最後にプリモラックはさらに、S・I・ベン(Benn)の「警察官の目を掠めようとする犯罪者の努力は、彼が何か普通の意味に於ける彼自身の刑罰を望んでいないことの証拠である。」という批判に答えて、ヘーゲルの以下の言葉を引き出して彼のあの命題が擁護されることを示す。「この主張と同じ権利でもって我々は反対のものを主張しうる。なぜなら「当局へと」自首した多くの犯罪者は、彼らの権利が承認されるまで心を落ちつけないからである。」という言葉を。この彼らの権利とは、言うまでもなく、刑罰への権利なのである。

さて、ここまで我々はプリモラックに従って様々な解釈を見て来た。しかし彼は、ここまでの「犯罪者の権利としての刑罰」の命題の規定に満足しない。

「私はしかしながら、刑罰への犯罪者の権利の理論は、それが抽象的に、それだけで、全体としての応報刑論の文脈から引きちぎられて判断されたりせず、この理論のその他の諸々の基本的信条と結びつけて考察されるときこそ最もよく弁護されるのであると考える。そのときこの理論は、最早、法に反抗した者が、刑罰への権利を持つというだけの単なる主張——そんな主張は未だ、かなり曖昧である(それがどんな刑罰であるというのか、どれだけの刑罰であるというのか)——として

ではなく、決して他の理由によるのではなく、彼が犯罪を犯したがゆえに、また決して何か他の量刑のための規準に従ってではなく、彼の犯罪そのものの量刑に従って、罰せられるべき犯罪者の権利の承認に対する真に確固とした要求として現れるのである。つまり換言すれば、この理論は、そのとき、決して全く何か他の種類の刑罰でなく、応報的刑罰への、犯罪者の権利の承認への要求として現れるのである。」(傍点は引用者)

我々はここによくやくプリモラックの中心的主張を聞くことができるのである。彼がいわんとするのは、応報刑以外の刑罰から逃れるための「権利」こそヘーゲルが説いた犯罪者の刑罰への権利なのだということである。これは非常に興味深い新解釈である。我々はここで、彼が今までの諸解釈に同意しなかった理由が、彼のこうした独自の解釈に立っていたためであることをようやく知るのである。

二

ではどうして、プリモラックはこの解釈をとり、その他の解釈を不十分なものと誤ったものとして排したのか。またこうした規定を持つ犯罪者の権利の要求(つまり応報刑への権利の要求の究極の意義とは何なのか。彼は、こうした問いに答えるために、さらに、「法の秩序による、犯罪が犯されることへの対応にはどんな種類があるか。」と自ら問う。対応(一)、何らの対応もなされない。しかしこれは刑罰ではないゆえに実際上の

可能性ではない。対応(二)、犯罪者は功利主義的理論によって提示された根拠によって罰せられる。ところでこの際、ヘーゲルの功利主義刑論への批判が示す通り、犯罪者は、自分以外の、しかも彼らには完全に相容れない受け入れ不可能な目的に到達するための単なる手段として利用されてしまうような、未熟で責任を有しない不自由な存在として扱われてしまう。賞罰の基準は無視され、犯罪者に起るものは、全く無関係とはいわれないまでも、彼ら自らの決断と行為とはほとんど関係が無いのである。既に、この功利主義刑論への多くの批判者によって強く指摘されている通り、この刑罰論は、様々の不正な、そして道徳的に受け入れ難い刑罰、すなわち、予防的刑罰、懲及的刑罰、ドラコン法的嚴罰刑、集団的刑罰、責任無き者への刑罰、そして無罪者への刑罰をも、正当化しうるのである。

なお、プリモラックは、ここでさらにこの(二)の対応と連なる可能性として、犯罪者が、刑罰を受けるかわりに、精神科の診断と治療とに送致される場合にも言及している。このような法秩序の犯罪者への対応は、犯罪学者達の立場である。プリモラックはこれを科学的決定論的見解と呼ぶ。つまり彼らは、法が破られることに於いて、この犯罪行為そのものによって刑罰に値するような、自由で責任を有する存在の行為を見てはいないのであって、むしろそこに犯罪者の精神の何らかの混乱の徴候、およびその結果起る彼の社会環境との關係に於ける障害と混乱とを見てとるのであり、それゆえ彼らは、判決と刑罰のかわりに、犯罪への最適の対応とは、精神医学の診断と治療であると

主張するのである。つまり、ここでも犯罪者の運命は彼らの決断と行為に拠ることはなく、彼の精神と行動とは、他者によって正常であり健全であり、社会的に有用で望ましいとされる觀念に従って改造され、型にはめ込まれるであろうような、責任を有しない病める生命体の次元へと貶められるのである。対応(三)、応報的に基礎づけられ量刑された刑罰。プリモラックは、「このような刑罰こそ、犯罪者自身に、また彼らの自由で責任を有する行為にふさわしいのであり、かつそれゆえ正当である。」と語る。

さて以上、三種の法秩序の犯罪現象への対応が考察された。ここに於いて彼は、大多数の者は、この三種の犯罪者への対応のうち第三のもの、すなわち応報刑への権利を、すすんで放棄したりはしないということを仮定しようと主張する。もちろん彼も、これがすべての個々の事例に於いて正しいとは考えない。すなわち応報的刑罰よりは精神治療的対応の方が、より妥当である場合もあるというのである。しかしプリモラックは、もしその選択が原理のレベルに於いて為されなばらぬときには、「三つの全ての選択肢を知っており、かつまた、用意されたそれら三つのどれについてもよく事情に通じているような全ての人が、第三の選択肢、すなわち応報的刑罰を選ぶであろう」と主張する。すなわち、「ほとんど全ての人は……法を破った場合に、責任が無く自由でない存在として扱われぬように、また単なる他者の目的達成のための手段に貶められぬように、そしてまたその精神と行動とが、改造されるという目的のため

に、彼自らの意志に反して精神治療を受けさせられる無能な精神病患者として扱われぬように、自らの権利を主張するであろう。そしてこうした扱いとはまったく逆に、一個の人格として、すなわち広く自らの運命の決断に参与し、かつまた自らの功罪に従って、しかも公正に対応されねばならぬような、成熟した責任を有する自由な存在として尊敬されるべき自らの権利を主張するであろう。」と語るのである。

三

ここに彼の立場のめざすものが明らかになった。プリモラックは、結局のところヘーゲルの「犯罪者の刑罰への権利」が批判に耐えうるものであることを宣言したわけである。

彼は、その論文を、ヘーゲルの刑罰論が応報刑論の立場以外の何ものでもないことを確認することから始めた。そして次に、ヘーゲルの刑罰論の中心的命題として「犯罪者の権利としての刑罰」を取り上げ、さらにこれへと向けられた批判をその反定立として措定した。ゆえに彼の論文の全体は、この反定立の止揚への試みであったといえる。そして今まで見て来たような様々の解釈、すなわち止揚の試みが斥けられた。彼が最終的にとつたのは、繰り返しすまでもないが、ヘーゲルの主張を犯罪者の応報刑への権利として把える解釈であった。そしてここに於いて初めてヘーゲルのあの命題が真に擁護可能であるとしたのであった。

では、プリモラックをして、他の解釈ではなく、まさにこの解釈へと至らしめたものは、果たして何だったのか。もちろん、それは以上見て来たとおりの他の諸解釈への不満・欠点の排除の結果、論理の当然として現れたのかも知れない。だがしかし、ここでまずもってプリモラックの念頭にあったものはむしろ、彼を取り巻く東側世界の裁判と刑罰の執行の現実であったのはなかつたか。

「……この権利「応報刑への犯罪者の権利」は、極めて時事的である。なぜなら我々が住まう時代は、そこに於いて基本的正義の原理が露骨に、しかも恥知らずなまでに踏みこじられ、また人々が単なる手段にまで貶められているような裁判で溢れている。」²⁸彼はここで具体的に実際の裁判、モスクワの三〇年代に於ける法の殺人、ブタベストやプラハの裁判の諸例を挙げている。そしてさらにこうした裁判も容易に、功利主義的刑罰論によって正当化されうると主張する。「我々の時代はまた、そこに於いて、全体主義社会に於ける政治的抑圧のための精神医学が、あまりに広範囲に徹底して現れたため、精神科医と精神医療制度とが、異論を唱えるあらゆる企てを窒息させ排除するための主要な道具の一つに変貌している時代である」と訴える。そして彼はまさにこうして現代の現実をみているがゆえに、その論文の最後を、「まさにこの犯罪者の刑罰への権利によって、応報的刑罰論、とりわけヘーゲルのこの理論の定式化が、我々の時代の倫理上の、法律上の、そして政治上の諸々の問題に回答する哲学的な理論根拠を提示するあらゆる試みにとって、最

も深い連関を有し、刺激的であり、かつまたさらに必要不可欠でさえあるのだということが主張される⁽²⁰⁾。という言葉で締めくくられるわけである。

序で既に述べたように、プリモラックの論理の展開は明晰である。彼ほど明快で独自の主張をもつたものは、近年のヘーゲル研究の中でもまれであろう。ただ、彼はあまりにも、その解釈を現代の事態に引き寄せ過ぎている。不法な裁判、「法の殺人」は確かに東側だけに限られるものではないし、功利主義的刑罰の弊害も無視されるべきではない。そして精神医学の刑罰への関わり合いも實際上、事例によっては問題なしとはされないであろう。これらは全て現代世界を持つ普遍的な危険である。しかしこうした主張が強調されて、「今の現実がこうだから、ヘーゲルのテキストは逆上つてこう解釈されるべきだ」という論理に行きつくことになる、それは本末転倒のそしりを免れなくなる。ヘーゲルの「犯罪者が実は刑罰を受けることへの権利を有しているのだ」という主張を、「犯罪者の応報刑への権利」要求として把えるプリモラックの解釈は、充分に興味深いものであり、これからヘーゲルの刑罰論を論ずる者が、無視して通ることのできぬ前提の一つとなるものであるともいえる。ただこの「権利」の現代の諸問題への時事的連関の重要性を説くことが、彼の主観的必然性から主張され、そこからヘーゲル解釈が為されているという強い傾向ゆえに、彼が先程のそしりを浴びることは、不可避的であると言われるしかあるまい。

結び

ヘーゲルは、何よりもまず、人間を理性的な存在として把えた。彼によれば、理性的存在とは、その意志の存在としての行為の内、普遍的な法則を打ち立てる者をいう。刑罰が犯罪者の権利であるのは、この犯罪者が、己れ自身の行為に於いて、普遍的法則、すなわち、侵害された法は、^{すべから}須く揚棄されるべしという法則を定立し、その法則が己れ自身に適用されることを認め、意志しているがゆえなのであった⁽²¹⁾。(プリモラックもここを引用し、言及している⁽²²⁾)

だがしかし、ここで最大の問題は、果たして人間が常に、理性的存在であるのか、一人の例外も残さず、そうなのか、ということであり、常に全ての人間が、その行為に於いて、あの普遍的法則を定立するものであるか、ということである。(このような疑問をプリモラックは全然問わない)。彼のヘーゲル解釈の、既に批判された点は、目的刑の濫用とその危険性という現代の事態の関心から、ヘーゲルを解釈し直そうとする彼の論法であった。だがここでさらに問題なのは、彼が目的刑や精神医学の危険性のみを目を向けて、そのプラス面、肯定的側面を否定しない捨象することによって、ヘーゲルの応報刑論を絶対視化しないし自明視化し、その刑罰論の正当性を固着化してしまつたことにある。そしてヘーゲルの主張を、彼の没後に形成された諸々の刑罰思想(なかんづく目的刑論)、そして新たにうまれた諸科学(犯罪人類学、犯罪社会学、犯罪心理学など)との連関の輪の中に位置づけ、人間が常に、例外なく理性的存在である

かという問いを吟味して行く道を永遠に閉じてしまったことのうちにあるのである。応報刑か、それとも目的刑か? というような、安易で一面的な二者択一は今日では許されないのである。

ヘーゲルの刑罰論は海上に浮んで見える氷山の一角に過ぎない。その海面下にはヘーゲル哲学の全体が沈んでいる。我々はプリモラックの所説から得るものが少なかつたし、彼の論文は今後のヘーゲル刑罰論研究の良き出発点である。しかし我々は彼に止まってはならない。ヘーゲルの言葉と論理に側しつつ、彼の全体系との連関の中で、その問題点を問うていくこと、そして、刑法学、社会学、心理学等の歴史的成果の全体の中に、彼の言説を正当に位置づけ、再吟味して行くことが、我々ここからの課題とされねばならないのである。

注

- (1) Franz von Liszt: *Von der Rache zur Zweckstrafe*, Frankfurt a.M., 1982.
- (2) 三井誠他著『刑法学のもめみ』、有斐閣、一九八二年、第一編参照。
- (3) z.B. D. E. Cooper: *Hegel's Theory of Punishment*. In: *Hegel's Political Philosophy: Problems and Perspectives*. Ed. Z.A. Pelczynski. Cambridge 1971. (邦訳『ヘルマンズキー編『ヘーゲルの政治哲学(下)』、御茶の水書房、一九八〇年。)

- (4) Igor Primorac: *Punishment as the Criminal's Right*. *Hegel-Studien* Bd. 15. Bonn. 1980. S. 187.
- (5) Peter G. Stillman: *Hegel's Idea of Punishment*. In: *Journal of the History of Philosophy*. 14 (1976), No. 2.
- (6) 現実のヘーゲルと刑罰との関係、コッホヴァー殺害事件とヘーゲルの刑罰論との連関については、高山守「犯罪と刑罰」『ヘーゲル読本』、法政大学出版局、一九八七年、参照。
- (7) Primorac, S. 187.
- (8) Primorac, S. 188.
- (9) G. W.F. Hegel: *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, in: *Hegel Werke in zwanzig Bänden* Bd. 7, Frankfurt a. M. 1970. S. 191. 以下 PR. 省略。
- (10) A.M. Quinton: *On Punishment*. In: *The Philosophy of Punishment*. Ed. H.B. Acton. London 1969. S. 57.
- (11) T. Honderich: *Punishment: The Supposed Justifications*. Harmondsworth 1976. S. 47.
- (12) Stillman, S. 174.
- (13) J. McTaggart Ellis MaTaggart: *Punishment*. In: *Studies in Hegelian Cosmology*. Cambridge 1901.
- (14) McTaggart, S. 132-133.
- (15) McTaggart, S. 133.
- (16) McTaggart, S. 133-134.
- (17) McTaggart, S. 134-144.
- (18) vgl. Primorac, S. 192-193.

- (61) Primorac, S. 194.
- (62) S. I. Benn: An Approach to the Problems of Punishment.
In: *Philosophy* 33, 1958, No 127, S. 329.
- (63) G.W.F. Hegel. *Vorlesungen über Rechtsphilosophie* 188-1831, hrsg. vom K. H. Ilting, Stuttgart-Bad Cannstatt 1973-1974, Vol. I, S. 276.
- (64) Primorac, S. 195.
- (65) ebd.
- (66) Primorac, S. 197.
- (67) vgl. Primorac, S. 195-197.
- (68) Primorac, S. 197.
- (69) ebd.
- (70) ebd.
- (71) Primorac, S. 197-198.
- (72) Primorac, S. 198.
- (73) vgl. Hegel: RP, S. 190.
- (74) Primorac, S. 194.
- (75) 藤木英雄「刑法における学派の対立」、『ジュリスト』増刊「刑法の争点」有斐閣、一九八七年、6-9頁参照。

(しらはま・よしあき 筑波大学大学院哲学・思想研究科在学中)